法規的告示

○国土交通省告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

消費者庁長官　堀井奈津子
国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第１～第５　（略）

別表１（新築住宅に係る表示すべき事項等）

	（い） 表示すべき事項	（ろ） 適用範囲	（は） 表示の方法	（に） 説明する事項	（ほ） 説明に用いる文字
（略）					
５　温熱環境・エネルギー消費量に関すること	（略）				
	５－２ 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（１、４、５、６、７又は８）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級６、７又は８にあっては、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（単位をＭＪ／（㎡・年）とする。）及びエネルギー利用効率化設備（基準省令第２条第１項に定めるエネルギー利用効	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
				等級８	一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている
				等級７	一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている
	（略）				

改正前

第１～第５　（略）

別表１（新築住宅に係る表示すべき事項等）

	（い） 表示すべき事項	（ろ） 適用範囲	（は） 表示の方法	（に） 説明する事項	（ほ） 説明に用いる文字
（略）					
５　温熱環境・エネルギー消費量に関すること	（略）				
	５－２ 一次エネルギー消費量等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（１、４、５又は６）による。この場合においては、地域の区分を併せて明示する。また、等級６にあっては、床面積当たりの一次エネルギー消費量（単位をＭＪ／（㎡・年）とする。）を併せて明示することができる。	一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
	（略）				